

秋スポ少－１３７
令和２年３月２３日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県体育協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る春期休業中のスポーツ少年団活動
の自粛について(依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係るスポーツ少年団の対応については、令和２年２月２８日付け秋スポ少－１３４により、各市町村本部に対し、３月中の活動を全面的に休止するようお願いしてきたところですが、政府の専門家会議の新見解(１９日)を踏まえ、秋田県教育委員会から市町村教育委員会に対し、部活動等については、春期休業中も自粛することが望ましい旨の通知が発出されました。

このことを受け、県スポーツ少年団本部では、スポーツ少年団の活動も学校の部活動と足並みを揃える必要があると考え、各市町村本部に対して、春期休業中(３月２３日から４月５日まで)は基本的には活動を自粛する事が望ましい旨をお願いすることにいたしました。

つきましては、この方針について御理解・御協力くださるようお願い申し上げますとともに、貴管下の各単位団に周知くださるようお願いいたします。

なお、春期休業中にスポーツ少年団の活動を前倒しして再開する場合、その実施については、各市町村本部及び単位団の判断ではなく、各市町村及び市町村教育委員会が示す方針に従ってくださるようお願いいたします。

また、今回の方針については、今後の状況の変化により適宜見直すこととします。新年度以降の対応については、後日連絡いたします。

【春期休業中(３月２３日～４月５日)の対応】

〇スポーツ少年団活動は、これまでと同じく、基本的には自粛することが望ましい。

※別添 ㊟ 小・中学校等の春期休業中等の対応について (依頼)